



▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニュースレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。



ベトナムにおける国営企業株式化の現状と法規制

はじめに

ベトナムにおいては、共産主義体制の影響もあり、今日に至るまで国営企業が国内重要産業において、大きな影響力を持っています。一方、ベトナム政府は、国営企業の経営の効率化、競争力強化等を目指し、国営企業の株式化、および当該株式の売却（実質的には、民営化のイメージ）を進めており、多くの外国投資家もこうした動向を注視しているところです。今回は、国営企業の株式化の実際の動向に加え、関連する法規制について概要を解説します。

株式化の現状

(1) 概要

ベトナム政府は、国営企業の株式化について、1990年には12,000社あった国営企業を、2020年までに137社に減少させることを目標としています。現在までも大手国営企業が株式化され、外国投資家によって一部株式の取得が行われてきましたが、なかでも全日本空輸（ANA）の出資を受け入れたベトナム航空、シンガポールの不動産・飲料大手フレイザー・アンド・ニーブ（Fraser and Neave=F&N）の出資を受けたビナムミルク（ベトナム最大手乳製品会社）等が著名な事例として挙げられます。今後も、2020年までに Vietnam Bank of Agriculture and Rural Development (Agribank) や Vietnam Mobile Telecom services (Mobiphone) といった有名な国営企業の株式化が予定されています。

(2) サベコの事例

2017年12月には、ビール最大手のサイゴンビール・アルコール飲料総公社（サベコ）の全株式の過半が、タイの酒類・飲料大手、タイ・ビバレッジ（タイビバ）系の現地子会社に譲渡されました。しかし、タイビバ側は、株式取得から4か月にわたり役員会への出席が認められず、ベトナム政府に書簡を送付し善処を求めていたところ、本年4月になってやっと3名の役員選任を認められることになりました。すると同月、ベトナム財務省は、サベコに対して2016年度の決算で未申告だった利益2兆8,000億ドン（約1億2,301万ドル）につき、税の滞納分2兆5,000億ドンの支払を督促するという事態が報道されました。本事例からは、有名国営企業に対する出資に際しても、慎重な姿勢をとることの重要性が認識されるところです。

関連する法規制

(1) 主な関連法令の概要

国営企業の株式化について定める基本となる法令が、政令第126/2017/ND-CP号（2017年11月16日公布、2018年1月1日施行）（以下、「政令126号」）で、国営企業の株式会社化の手続、企業価値評価の方法、戦略的投資家の選定手続等について規定しています。具体的な国営企業の株式売却計画は、首相決定第58/2016/QD-TTg号（2016年12月28日公布、2017年2月15日施行）（以下、首相決定第58号）で定められています。同決定は、240社の国営企業ごとに政府の出資比率の引き下げ予定をリスト形式で規定しています。

(2) 国営企業の定義

国営企業の分類は以下のとおりです。

1	100% 国営企業 (狭義)	政府出資比率が100%の企業 (株式化手続の対象) なお、火薬製造、宝くじ、出版等の国の重要産業分野における企業は、国が定款資本の100%を保有しなければならない。
2	国営企業 (広義)	政府出資比率が過半以上を占める企業

国営企業とは、広義にはベトナム政府の出資比率が過半以上を占める企業を広く指す用語として一般に用いられていますが、企業法においては定款資本における政府出資比率が100%の企業のみが国営企業とされており（企業法第4条第8項）、本稿で取り上げている「株式化」の対象となるのも、100%国営企業になります。



(3) 株式化の流れ

株式化手順の主要なフローは以下のとおりです。

① 準備段階

↓ 運営委員会の設置、企業価値の算定、株式化計画の承認

② 実施段階

↓ 公開入札 (IPO)、戦略的投資家への売却

③ 実施後

株主総会における定款承認、事業登録、マスメディアへの公表、証券取引所への上場等

(4) 戦略的投資家について

戦略的投資家とは、①直近2年にわたる事業年度で利益を上げていること、②3年間主要事業を継続すること、③3年間株式を譲渡しないこと、および④技術、人材育成等の支援計画があることといった一定の条件を満たす国内外の法人格を有する投資家のことを指します。戦略的投資家として認められれば、入札によらず、相対取引によっても、株式を取得することが可能になります。

最後に — 株式取得時の留意点

国営企業の株式取得に際しては、サベコの事例が顕著に示すように、国営企業においても多額の税金の未払い等が発生しうることを念頭におくべきです。事前のデューデリジェンスを実施の上、検出されたリスクを踏まえ株式譲渡契約書を慎重に作成し、出資後の企業における意思形成プロセスへの関与にも十分配慮しつつ、プロジェクトを進めていく必要があります。

セミナーのご案内

【現地報告】ベトナムビジネス最新動向 ～全体像から事業分野別、および 労務・個人情報取扱い等リスク対応も含めて解説～

日 時：平成30年7月5日 (木) 13:30～16:30

会 場：金融財務研究会本社 グリーンヒルビル セミナールーム
(東京都中央区日本橋茅場町1-10-8)

講 師：弁護士 三浦 康晴

受講料：通常 34,400円 / お二人目から 29,000円

* 消費税・参考資料を含む

ベトナムは、近年、安価で優秀な労働力や、マーケットとしてのポテンシャルを武器に、高い経済成長を維持し続けています。一方で、複雑かつ不明確な法規制、賃金が上昇し続ける中での労務管理や、現地ビジネスパートナーとの意思形成等、さまざまな問題で頭を悩ませる進出企業が多いのも事実です。本セミナーでは、今後ベトナムマーケットでの事業展開、拡大を検討していく中で留意すべきポイントに加え、近年注目を集める事業分野についても一部取り上げ、現地駐在中の弁護士だからこそ伝えられる最新動向を解説します。

<詳細・お申込み>

[こちらをご覧ください。](#)

(<http://www.kinyu.co.jp/cgi/seminar/301257.html>)

* 誠に恐れ入りますが、定員を上回るお申込みを頂いた場合、ご希望に添えないこともございますので、予めご了承ください。

お問合せ先

HANOI / HO CHI MINH CITY



弁護士 三浦 康晴
(アソシエイト)
第二東京弁護士会
ベトナム登録外国弁護士

> [View Profile](#)

M&Aや一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。2017年2月よりAPACのハノイオフィスに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。



弁護士 鈴木 由里
(パートナー)
第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



弁護士 二本松 裕子
(パートナー)
第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

ベトナムプラクティスメンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。



弁護士 戸松 夏子
(アソシエイト)
東京弁護士会

> [View Profile](#)

2013年8月よりAPACのホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。

> [View About / Vietnam Practice](#)

E-mail:
aandsvietnam@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀧美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りや合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せず、瀧美坂井の弁護士にご相談ください。